

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 7 日

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長
人 権 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について

標記の件について、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び児童生徒課から、別添写しのとおり依頼がありました。

については、文部科学省の関連教材等を積極的に活用し、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行うなど、差別や偏見が生じないように十分配慮するよう、貴関係職員に対して周知願います。

また、児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや差別、偏見に悩んだ場合の相談窓口（「24時間子どもSOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を適宜周知願います。

併せて、すでに示している「新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめの防止に向けた指導について」（県教育委員会事務局人権教育課）も参考にしてください。

<本件連絡先>

兵庫県教育委員会事務局

（感染症対策について）

体育保健課保健安全担当（078-362-3789）

（偏見や差別の防止について）

人権教育課指導・事業班（078-362-3792）



事務連絡
令和3年4月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課・指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見につながるような行為は、不適切であり、あってはならないことです。新型コロナウイルス感染症への罹患は誰にでも生じるものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷は、体調不良等の受診の遅れや検査回避などにもつながり、結果として感染防止策に支障を生じかねません。

各学校においては新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行うなど、このような差別や偏見が生じないように十分配慮していただくようお願いします。

文部科学省では、新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそうプロジェクト”を立ち上げ、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考えるための啓発動画や、指導例、ワークシートなどの関連教材を作成しました。

これらの教材等のお申込みは、令和2年11月末までで終了とお知らせしていたところですが、引き続き、日本学校保健会のWebサイト（下記URL）からダウンロードいただけますので、各学校において関連する指導に当たって積極的に活用いただくようお願いします。

また、児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや差別や偏見に悩んだ場合の相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を適宜周知していただくようお願いします。

については、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれては、その設置する附属学校に対して周知されるようお願いします。

新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそうプロジェクト”教材等の利用について

URL : <http://www.hokenkai.or.jp/> (日本学校保健会 Web サイト)

子供の SOS の相談窓口

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm
(文部科学省 HP)

【本件担当】

(差別・偏見に関する啓発動画や関連教材について)

文部科学省健康教育・食育課 TEL 03-5253-4111 (内線 2931)

(児童生徒等の相談窓口について)

初等中等教育局児童生徒課 TEL 03-5253-4111 (内線 2905)